

第2章 福岡市における文化芸術振興とミュージアム

第1節 福岡市のまちづくりと文化芸術振興

(1) 福岡市のまちづくりと文化芸術振興

① 福岡市基本構想・基本計画

福岡市は、1987(昭和62)年に市が長期的にめざす都市像を示すために策定した『福岡市基本構想』において、「海」と「アジア」を都市像として掲げ、他都市に先駆けてアジアに開かれたまちづくりを進めてきました。

人口減少が大きな問題となっている日本において、福岡市は人口増加率が日本一となるなど成長を続けており、「人と環境と都市活力が高い次元で調和したアジアのリーダー都市」を目指し、下記のような都市像を描いています。こうしたまちづくりに貢献できることが、重要な要素となります。

福岡市基本構想

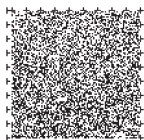
「住みたい、行きたい、働きたい。アジアの交流拠点都市・福岡」

- 1 自律した市民が支え合い心豊かに生きる都市
- 2 自然と共生する持続可能で生活の質の高い都市
- 3 海に育まれた歴史と文化の魅力が人をひきつける都市
- 4 活力と存在感に満ちたアジアの拠点都市

第10次福岡市基本計画(都市経営の基本戦略)

※2024(令和6)年12月策定

「福岡市は、都市と自然が調和したコンパクトで住みやすい都市という魅力を生かし、国内外から多様な人材が集い、チャレンジする環境を整えることで、生活の質の向上と都市の成長の持続的な好循環を実現し、福岡都市圏全体の発展、さらには九州、日本全体を牽引していくとともに、「人と環境と都市活力が高い次元で調和したアジアのリーダー都市」をめざして、時代の先頭に立って挑戦していきます。



② 福岡市文化芸術振興計画

福岡市における文化芸術は、市民生活と都市に根ざしたものであり、都市を構成する大きな要素であるとの認識のもと、2008(平成20)年に「すべての人々にとっての文化芸術、未来に向けての文化芸術」を基本理念とする「福岡市文化芸術振興ビジョン」を策定し、総合的・計画的に文化芸術施策を推進してきました。社会情勢や国の動向、本市文化行政を取り巻く環境の変化等に対応し、次なるステージへ飛躍させるため、2019(令和元)年6月、「福岡市文化芸術振興計画」が策定されました。

「すべての人々にとっての文化芸術、未来に向けての文化芸術」を基本理念に、「文化芸術による、元気で、多彩な人々が集う街を目指して」を基本目標として、市の文化芸術に関する政策・施策の体系が示されています。

福岡市文化芸術振興計画

政策目標1 心豊かに文化芸術を楽しむまちづくり

施策方針1 すべての人を対象とした文化芸術の振興

施策方針2 市民の文化芸術活動の振興

施策方針3 地域の歴史文化等の保存・継承

政策目標2 文化芸術が都市の魅力・価値となるまちづくり

施策方針1 文化芸術を通じた交流・融合による新たな価値の創出

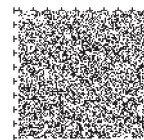
施策方針2 歴史文化等を活かした観光・集客の促進

③ Fukuoka Art Next(FaN)

さらに、福岡市では、2022(令和4)年より、海を通じて世界とつながり、その長いアジアとの交流の歴史の中で、多様な価値観を受け入れながら、創造力や感性を大事にするという気風や土壌が培われてきたことから、暮らしの中にアートが溶け込み、彩りにあふれたまちを目指す「Fukuoka Art Next(FaN)」の取組みを推進しています。

FaNでは、市民がアートに触れる機会を増やし、その価値や魅力を感じてWell-being⁶を向上させるとともに、アーティスト活動を支援することで、世界で活躍する福岡発のアーティストの増加を目指しており、それによって福岡市におけるアートへの関心は高まっています。

⁶ Well-being(ウェルビーイング)：充実や幸福感に近い概念で、身体的、精神的、社会的に良い状態であることをいいます。



(2) 博物館法等の改正による美術館の役割の変化

博物館法では、美術館は、資料の収集・保管、展示、教育普及、調査研究といった活動を一体的に行う施設と定められており、資料を通じて人々の学習活動を支援するとともに、各館ゆかりの美術作品資料の収集を通して、優れた美術作品資料の鑑賞機会を住民に提供してきました。

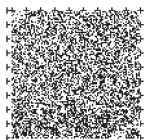
少子高齢化やグローバル化の進展等の社会情勢の変化を踏まえ、2017(平成29)年6月には、文化芸術振興基本法が文化芸術基本法に改正され、文化芸術そのものの振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業等他分野との有機的な連携が求められることが明記されました。

また、2020(令和2)年4月には、文化振興を起点に、観光振興及び地域活性化の好循環を創出することを目的とする、「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」、いわゆる文化観光推進法が施行され、美術館等の文化施設を中核とした文化観光⁷の推進も図られ始めています。

時代の変遷や社会の要請を受け、2022(令和4)年4月に博物館法が改正され、資料のデジタルアーカイブ⁸化の実施や、多様な主体と連携・協力し、地域の活力の向上に寄与する役割も求められるようになりました。

⁷ 文化観光：文化についての理解を深めることを目的とする観光をいいます。文化振興を観光振興と地域活性化につなげ、これによる経済効果が文化の振興に再投資される好循環を創出することを目的とします。

⁸ デジタルアーカイブ：博物館・美術館が所蔵する資料や有形・無形の文化財を、高精度かつ再現性の高い電子データとして記録し、長期的に保存・活用する仕組みをいいます。



第2節 福岡市における文化芸術振興とミュージアム

1999(平成11)年に開館したアジア美術館に先立ち、福岡市では、1979(昭和54)年に開館した福岡市美術館、1990(平成2)年に開館した福岡市博物館が中心となり、福岡市民に文化芸術に触れる機会を提供してきました。アジア美術館の開館以降は、福岡市が運営する3つのミュージアムが、それぞれの役割を担いながら、展覧会や教育普及事業、情報発信等において連携を図り、福岡市全体としての文化芸術の振興に寄与してきました。

また近年、福岡市は都心部において、規制緩和を活用し、先進的なビルへの建替えを促す、官民連携のまちづくり「天神ビッグバン」「博多コネクティッド」を推進しており、建替えにあわせ、水辺や緑、文化芸術、歴史などが持つ魅力にさらに磨きをかけ、多様な個性や豊かさを感じられ、多くの市民や企業から選ばれるまちづくりを進めています。

その天神の中心に位置する警固公園がアジア美術館の拡充先であり、警固公園地下駐車場がその役割を終えた後、美術館として新生することは、この場所が福岡市の文化芸術の顔となることを示しています。

拡充後のアジア美術館を軸に、ミュージアム3館がそれぞれの特性や強みを活かしつつ、相互の連携を継続、強化することにより、美術・歴史資料の収集・保存・展示等を通して、文化芸術に親しむ機会を提供し、より多くの市民に開かれた施設として、3館全体の総合的な魅力向上と効果的な運営を図っていきます。それによって、福岡市のみならず、九州、ひいてはアジアの文化芸術の振興にも貢献していきます。



ミュージアム3館の位置図(福岡市美術館、福岡アジア美術館、福岡市博物館)

